

SDGsと国際法

青野 健作

1. はじめに

2015年9月、ニューヨークの国連本部で行われた国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、以下「SDGs」）」が採択された。SDGsは、国連に加盟する193カ国が2016年から2030年までに達成を目指す国際目標として、各界から注目を集めている。SDGsでは「誰も置き去りにしない（No one will be left behind）」という共通の理念に基づいて、17の目標とそれを達成するための169のターゲットを設定している。更に、SDGs採択から2年後の2017年7月6日、国連総会は232の指標を追加している。

日本において、SDGsに関する研究は、ガバナンス、環境、地方自治、企業経営、ESG投資など非常に様々な分野で行われている。しかしながら、国連が採択した国際目標であるにもかかわらず、SDGsは「ソフトロー」であることに言及する程度で、国際法学の観点から詳細な研究は行われていないように見受けられる。これに関して、国際法（国際条約等）は国際的な問題に対して「ルール設定（Rule-Making）」の観点から策定されることが一般的であるが、以下の通り、SDGsはこれまで国際法で検討されてきたルール設定とは異なった観点で策定されていることに留意すべきである。

まず、SDGsは、ガバナンスの方法として非常に画期的である。具体的に

は、従来、環境などの国際的な問題に対して、国際法学で議論されてきた国際レジームと言われる仕組みが中心的役割を担ってきた。そこでは、各国は自国の法的枠組みに基づいて国際交渉を行い、その結果として国際ルールの構築を行ってきた。この点に関して、SDGsは非常に異なったアプローチを採用している。例えば、SDGsは到達点の目標を掲げるが、手段については扱っておらず、いわゆる「目標策定 (Goal-Setting)」の観点から設定されている¹。また、SDGsは、国際的な外交交渉の結果として策定されたにもかかわらず、関連する条約間の法律的な調整を行わずに、「地球の本来あるべき姿」から出発するトップダウン・アプローチを採用している。更に、権利義務関係を明記した国際条約などの成文国際法とは異なって、SDGsは法的拘束力を有していない一方で、目標・ターゲット・指標の三層構造を示すことで到達度を測り、競争原理を導入している。そして、「持続可能な開発」という課題に対して、経済・環境・社会の諸問題を包括的に扱っており、具体的な取り組みについては、各プレイヤー（政府・国際機関・企業・各種団体・個人等）に委ねられている。このように、SDGsは非常に特徴的な性質を有しており、このような新しい戦略でグローバル・ガバナンスに臨むのは歴史上初めてとされている²。

したがって、伝統的な国際法学上の「ルール設定 (Rule-Making)」の観点からすると、「目標策定 (Goal-Setting)」の観点から策定されたSDGsは「異質な存在」であり、従来、国際法で行われてきた研究上の位置づけとは異なった視点が必要になると考えられる。SDGsの全体像を理解する上でも、この「目標 (Goal)」と「ルール (Rule)」の関係を理解するためには、国際関係論、国際政治学、国際法学などの学際的アプローチを理解する必要がある³。

例えば、「国際法の断片化 (Fragmentation)」は、国際法学の大きな論点の一つとして活発に議論が行われてきた⁴。そこでは、制度間の抵触をどのように解釈及び運用によって解決することができるかといったアプローチが議論されている⁵。国際社会の歴史や全体像を俯瞰すると、この背景には、経済の発展、環境の破壊、人権の問題などが、それぞれ相互に因果関係を有

していながらも、一種の断片化された分野として発展し、そのような国際的な問題を、一部の専門家や政府機関が独自の自己完結的なアプローチで解決を図ろうとしてきた。すなわち、経済、環境、人権などの地球規模で共有すべき問題を解決しようとするゴールとしては、同じ方向を向いていながらも、問題解決のためのルール策定に関しては、いわゆる横の連携を十分に意識せずにルール作りをした結果、そのルールが断片化（もしくは個別化）してきたのである。すなわち、国際法の断片化が生じた背景として、地球として向き合わなければならない国際的な課題を、様々なプレイヤーが原因で引き起こし、それに対して別々のフォーラムで独自に解決しようとした結果として、国際法が断片化してしまったとすることができる。それに対して、国際法学の観点から、統合の理論が進化してきた。

これに対して、SDGsをガバナンスの観点から分析する手法は、いわゆる「目標（Goal）」を達成するためにどのような方法が考えられるのかという観点で議論が行われており、例えば、「ネクサス」⁶や「オーケストレーション」⁷といった議論は、まさに断片化された経済・環境・社会の課題をどのようにしてガバナンスの観点から統合・克服するかといった視座が含まれている。こうして、「目標策定（Goal-Setting）」の観点から策定されたSDGsを「ルール設定（Rule-Making）」の観点から展開されてきた国際法学の視点で分析することができるのかという疑問が生じる。この点を分析するためには、「目標（Goal）」と「ルール（Rule）」の関係を整理する必要がある。すなわち、国際的な社会課題を克服しようとする目的は共有されているものの、その課題へのアプローチに関して、「目標（Goal）」を達成する具体的な方法論の観点から分析するのか、ルール構築の観点から分析するのかといったアプローチの違いを踏まえた上で、双方の分析がどのように関連しているのかを検討することは、地球規模で取り組むべき課題の全体像を把握する上でも有意義であると思われる。したがって、全体像を把握する上でも、目標とルールの双方向から検討することが重要であろう。すなわち、「目標（Goal）」は目的達成のためには必須である。しかしながら、その達成のためにはプレイヤー等を規律する「ルール（Rule）」が必要になる。そういう意味で、国際法学はSDGsの実施を支える重要な役割（目標達成に対する

「補完的役割」を果たすということができよう⁸。他方で、ルール of 視点からすると、目標 (Goal) は到達点であり、何のためのルールが必要なのかという問題の本質を明らかにしてくれる重要な船頭 of 役割を果たす。こうして、「目標 (Goal)」と「ルール (Rule)」は相互に補完関係を有しているものの、SDGs に関しては、学際的なアプローチ及び国際法 from からの検討は十分になされていなかったように見受けられる。

以上のような問題意識に基づき、本稿では、SDGs と国際法 of 関係を明らかにすることで、SDGs の理論的な分析を行うと共に、SDGs の果たすべき役割について検討をする。具体的には、SDGs がソフトロー及び持続可能な開発 of 議論の中でどのような位置づけになるのかを検討し、SDGs と他の国際法 (国際条約等) との関連性について考察する。最後に、本研究を通じて、SDGs の理論的な分析を行い、ポスト 2030 にどのような示唆が与えられるかを検討する。

2. SDGs とソフトロー

(1) 問題の所在

ソフトローという概念は、わが国においても、国際法学者の間で様々な角度から研究が行われており⁹、一般的には法的拘束力のない国際文書がソフトローに含まれるとは理解されている。他方で、元来からその多義性が指摘されており、その多義性が議論の混乱を招いてきた。そこで、本稿では SDGs の理論的検討を行うために、ソフトロー of 定義論には立ち入らず、SDGs がソフトローに該当するかという対象論について言及すると共に、ソフトローが果たす積極的側面及び問題点が SDGs にも該当するのかについて考察する。なお、既存のソフトロー研究における SDGs の位置づけについて検討するが、上述の通り、SDGs はそもそも「目標策定 (Goal-Setting)」という観点から作成されていることから、伝統的な国際法 from において議論されてきたソフトロー論がそのまま SDGs に該当するか否かについては慎重に検討を行う必要がある。

(2) ミレニアム開発目標 (MDGs)

SDGsについて考察する前に、その前身でもある「ミレニアム開発目標 (MDGs)」を検討する。MDGsは、2009年にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言を基に策定された¹⁰。MDGsは、発展途上国の開発援助を主な対象としており、貧困削減やジェンダー平等、環境保全などを含む8つの目標から構成され、採択に至るプロセスでは、一部の専門家によって策定されている。他方で、SDGsは国連加盟国193カ国による国際交渉によって策定され、先進国を含めた全ての国に適用される目標となっており、対象範囲も経済・環境・社会といった多様で広範な17のゴールと169のターゲットに大幅に増加しており、2030年に世界がどのような状態になっていなければならないのかという成果目標を設定している点においても、MDGsとは性質を大きく異にする。しかしながら、SDGsを検討する上で、MDGsはその前身としても大きな示唆と教訓を与えており、MDGsの国際法上の位置づけについて検討することは、SDGs研究の上でも有意義である。

MDGsを国際法的な観点から検討したわが国の業績は少ない¹¹。他方で、MDGsの法的性質について、例えば、国際司法裁判所規定第38条との整合性を精査すると、「国際条約ではない、文明国が認めた一般原則でもない、法的確信や国家実行について可能性はあるものの、国際慣習法と言えるまでに至っていない」などを理由に、MDGsは国際法であると言うことは難しく、一種の実行計画に過ぎないとする論考もある¹²。この点について、MDGsの各ゴールと国際条約（主に人権に関する基準）との関連性を検討したHey論文が参照される（下記表）¹³。それによると、MDGsに掲げられた各ゴールは、国際法（国際条約等）に密接に関連しており、MDGsそのものは法的拘束力を持たない国際文書であるが、各ゴールは法的拘束力を有する国際条約に基づいて設定されている。このことから、法的拘束力のない国際文書という形式（Soft）だが、法的拘束力のある国際条約に依拠していることから、国際社会（途上国）に対して一定の規範的な効果を与えており、いわゆるソフトローという位置づけが可能である。

MDGs	主に関連する人権の基準
MDGs1：極度の貧困と飢餓の撲滅	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人権宣言第 25 条 (1) ・社会権規約第 11 条
MDGs2：普遍的初等教育の達成	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人権宣言第 25 条 (1) ・社会権規約第 13 条・14 条 ・児童の権利条約 28 条 (1)(a) ・女子差別撤廃条約第 10 条 ・人種差別撤廃条約第 5 条 (e)(v)
MDGs3：ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人権宣言第 2 条 ・女子差別撤廃条約 ・社会権規約第 3 条 ・児童の権利条約第 2 条
MDGs4：幼児死亡率の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人権宣言第 25 条 ・児童の権利条約第 6、24 条 (2)(a) ・社会人権規約第 12 条 (2)(a)
MDGs5：妊産婦の健康の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人権宣言第 25 条 ・女子差別撤廃条約第 10(h)、11(f)、12、14 条 (b) ・社会権規約第 12 条 ・児童の権利条約第 24 条 (2)(d) ・人種差別撤廃条約第 5 条 (e)(iii)
MDGs6：HIV／エイズ、マラリアその他疾病の蔓延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人権宣言第 25 条 (1) ・社会人権規約第 12 条 ・児童の権利条約第 24 条 ・女子差別撤廃条約第 12 条 ・人種差別撤廃条約第 5 条 (e)(iv)
MDGs7：環境の持続可能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人権宣言第 25 条 (1) ・社会人権規約第 11(1)、12 条 ・女子差別撤廃条約第 14 条 (2)(h) ・児童の権利条約第 24 条 ・人種差別撤廃条約第 5 条 (e)(iii)
MDGs8：開発のためのグローバル・パートナーシップの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国連憲章第 1 条 (3) ・世界人権宣言第 22 条、28 条 ・社会人権規約第 2(1)、11(1)、15(4)、22、23 条 ・児童の権利条約第 4 条、24 条 (4)、28 条 (3)

確かに、MDGsはSDGsと比較して性質上相違点は多くあるが、その背景・経緯を踏まえると連続性がある。また、MDGsの経験・反省を踏まえてSDGsが誕生したともいうことができる。したがって、MDGsで行われた国際法上の分析がSDGsにおいてもそのまま該当するかはさておき、SDGsの法的性質及び持続可能な開発に関する国際法上の位置づけを検討する上で、一定の有益な示唆を与えることができると考えられる。MDGsのソフトローとしての性質、開発の国際法の進化と評価される内容を、SDGsではどのような評価をすることができるかという問題意識に基づいて、以下では、SDGsとソフトロー及び持続可能な開発に関する議論との整合性について検討を行う。

(3) ソフトローの有用性・問題点

ソフトローは、一面において、一般的・抽象的規範の設定により既存の法源に生起してきた様々な隙間や真空地帯を埋める役割を期待されてきた¹⁴。条約や国際慣習法は、実定国際法として承認されるのに厳格な要件が課されている。その一方で、国際的な課題は多様化・複雑化し、実定国際法の成立が難しい場合に、別の選択肢を模索せざるを得なかったのも事実である。そうして生まれたものの中に、成文の国際文書（法的拘束力を持たない条約）、条約として地位を持たない国際文書、不文規範などが含まれる。したがって、国際的な課題が増えるにつれて、規範群は広範・多様な分野に広がりを持つに至ったのである。このようなソフトローの中には、具体的には、国際会議の宣言、国連総会の決議、国際機構が採択する行動綱領やガイドラインのようなものが多く誕生したのは周知のとおりである。また、国際条約の中にも法的拘束力を有さない枠組条約も増えてきている。

このように、多義的で議論の混乱を生むという批判がありながらも、実際にその数が増えているのには一定の理由があることが分かる。例えば、法的拘束力がない文書であっても、未開の国際的問題に対して、関係国間における議論・交渉に対して、一定の指針を与え、論点整理に役立つこともある。また、国際的に議論が醸成していることを示す働きがあり、国際的なコンセンサスを速やかに示すことができる。その結果、将来的に、ハードローへの

進化が促進されることも考えられる。更に、ソフトローを策定した国際機関は、自らが策定したという事実も踏まえて、法的拘束力に類似した一定の効果を有し、国際機関やNGOの参加を認めることが容易になり、交渉過程が柔軟になる。こうして、ソフトローが増える理由として、現実的な必要性が挙げられるのである¹⁵。

それに対して、ソフトローの問題点も指摘されている。すなわち、ソフトローの定義がそもそも不明確であり、更に一定の法的効果の具体的な内容が不明確であり、結果的に、「法」と「非法」との区別の基準を曖昧にし、国際法として厳密な意味での法的拘束力を持つものまでその規範性を薄める（グレーゾーンが無制限に広がってしまう）危険性があり、ひいては国際法の規範体系総体を弱体化させてしまう点が指摘されている¹⁶。

(4) SDGsはソフトローか？

「持続可能な開発」という概念は、1980年代に国際法上のゴールとして議論が活発化していた。SDGsは、この持続可能な開発という概念を、一つの国際文書にまとめていることから、「持続可能な開発」という概念に何らかの法的地位を強めたことになるとも考えられる。但し、SDGsは政策目標であって、法的規律ではない。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下、「2030アジェンダ」）のパラグラフ18において「（総論）本日、我々が発表する17の持続可能な開発目標と169の関連づけられたターゲットは、統合され不可分のものである。このような広範でユニバーサルな政策目標について、世界の指導者が共通の行動と努力を表明したことは未だかつてなかった」とある通り、前代未聞の取り組みであることを自ら認めている。

この点に関して、2030アジェンダのパラグラフ10「主要原則」によると、「新アジェンダは、国際法の尊重を含め、国連憲章の目的と原則によって導かれる。世界人権宣言、国際人権諸条約、ミレニアム宣言及び2005年サミット成果文書にも基礎を置く。また、「発展の権利に関する宣言」などその他の合意も参照される」とあるように、国連憲章を始めとする国際法に基礎を置いていることが分かる。その他にも、新アジェンダにおいて、以下の通り、

国際法との関連性について言及していることが分かる。

「我々は国際法に対するコミットメントを確認するとともに、新たな開発目標は、国際法の下での権利と義務に整合する形で実施することを確認する」(パラグラフ 18)

「我々は、世界人権宣言及びその他の人権に関する国際文書並びに国際法の重要性を確認する」(パラグラフ 19)

「我々は複合的な人道危機の影響を受けた地域に住む人々及びテロの影響を受けた人々が直面する困難や苦難を取り除き、脆弱な人々の特別なニーズに対する支援を強化すべく、国際法に照らしながら、更なる有効な措置及び行動をとる。」(パラグラフ 23)

「各国は、特に開発途上国において経済及び社会の発展を阻害し、国際法と国連憲章に合致しないような一方的経済・財政・貿易措置の公布及び適用を行うことを慎むよう強く求められている。」(パラグラフ 30)

「我々は、経済的・社会的発展及び環境の面でも悪影響を及ぼし続けている植民地下及び外国占領下にある人民の自決の権利の完全な実現への障害を除去するために、国際法に合致する更なる効果的な手段と行動を求める。」(パラグラフ 35)

その他にも、「児童の権利条約」及び主要な多国間環境関連協定等(パラグラフ 67)など具体的な条約と各ゴール、ターゲットが関連している。また、「世界貿易機関(WTO)の下、普遍的でルールに基づいた、開かれて、透明性があり予測可能性のある公平・無差別で包摂的な多角的貿易体制の促進及び意義のある貿易の自由化に向けた努力を続ける。我々は、すべての世界貿易機関(WTO)加盟国に対し、ドーハ・ラウンド交渉を迅速に終結するための努力を以前にも増して取り組むことを求める。」(パラグラフ 68)とある通り、自由貿易という方向性について共通の理解が示されている。

このように2030アジェンダは、非常に多くの国際条約を基礎に置いていることが分かる。そして、2030アジェンダの中核となる役割を果たすのが、SDGsである。具体的に、SDGsの各ゴール及びターゲットの中に

も、国際条約との関連性に言及された箇所がある。例えば、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(SDGs3a)、「海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)」(SDGs14.c)、「国連気候変動枠組条約(UNFCCC)」(SDGs13)などである。また、ターゲット 15.7は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約; CITES)」と同内容の文言が使われており、必ずしも条約名が明記されていないが、国際条約との関連性を読み取ることができるものである¹⁷。

2030 アジェンダ及びその中核となる SDGs は、非常に多くの国際条約を基礎に有している。他方で、全ての国際条約が含まれているわけではなく、例えば、オゾン層に関するモントリオール議定書は SDGs には含まれていない¹⁸。その意味においても、SDGs は、地球・人類が現時点で直面している経済・環境・社会の問題の中で優先的な課題分野における、複数の政府間協定の「部分集合」と言うことができる¹⁹。それと同時に、SDGs は自由貿易協定との関係で別の広がりも見せている²⁰。例えば、日 EU 経済連携協定²¹の第 16 章において、「貿易及び持続可能な開発」章が設けられた。同協定第 16・1 条 1 項「文脈及び目的」によると、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を考慮しつつ、現在及び将来の世代の福祉のため、持続可能な開発に貢献する方法で国際貿易の発展を促進することの重要性が確認されている。同章では、国際労働基準、多国間環境条約、持続可能な開発を助ける投資、生物多様性、持続可能な森林経営並びに木材及び木材製品の貿易、漁業資源の貿易など、経済・環境・社会の各側面での協力推進が規定されている。特筆すべきは、市民社会との共同対話の開催について規定している点である²²。国際協定(経済連携協定)の文脈において、2030 アジェンダへの言及がなされており、そのフォーラムの中では市民社会という民間セクターの関与も定められており、複数の政府間取極の部分集合である SDGs が、別の政府間協定にも影響を与えている。

このように、SDGs 自体は、ルールの形式を有していないが、内在的に国際協定に根付いている(ルールと密接に関連している)。他方で、外在的には、国際法に支えられた国際目標(ゴール)という形式を採っており、他

の国際協定（例えば、日 EU 経済連携協定）にも影響を与えていることが分かる。SDGs の目標・ターゲットは、特定なものから一般的なものまで幅広く、コミットメントは任意である。さらに 2030 年までのタイムテーブルが設定されているが、法的拘束力がなく、対象も国家のみならず国家以外の民間セクター（企業等）も含まれる。ターゲットは特定されているものの、行動準則には触れられておらず、アカウンタビリティや司法判断適合性（Justiciability）も低く、執行力（Enforceability）もない²³。他方で、2030 アジェンダ及び SDGs は、国際法に基礎を置く（grounded）ものであり、「国際法の下での権利と義務を整合する形で」実施されることが明記されている。したがって、法定拘束力がない国際文書ということだけを理由にソフトローとみなすのではなく、SDGs の内容そのものが国際法に基づいて設定された上で、指標で到達度を測り、競争原理を導入することにより、（法的ではない）一定の規範的な効果を生じさせているという点が、SDGs がソフトローであるという根拠の一つになり得る²⁴。

それと関連して、ソフトローの問題点として、「ソフトローが増えることで国際法の弱体化に繋がる」という懸念点が挙げられていた。SDGs 自体は、伝統的な国際法（国際協定）に基礎が置かれた文書であり、その上で、各プレーヤーに競争原理を導入することで新たな効果を生じさせている。そして、2030 アジェンダにおいても、複数の分野間の取り組みを統合的に発展させており、「インターリンクエージ（interlinkage）」という概念を用いることによって、むしろ多数の法領域を一つの国際文書に統合する試みを採っている。したがって、SDGs の登場それ自体は、「ソフトローが増えることで国際法の弱体化に繋がる」という懸念点がそのまま該当するとは限らない。

3. 「持続可能な開発」と SDGs

(1) 問題の所在

現在、地球規模では多くの課題が山積する。国連の報告（「SDGs 報告 2019」）によると、例えば、世界人口の 55% は社会保障にアクセスできていない、2017 年時点で栄養不良に陥っていた人々は 8 億 2,100 万人いるなど飢餓の中で暮らす人々は増加している、世界の 7 億 5,000 万人の成人が読み書

きができない（そのうち3分の2が女性）、2017年時点で世界人口の5人に2人は自宅に石鹸と水を備えた基本的な洗面設備を持っておらず、6億7,300万人は屋外排泄を行っている、2018年の地球の平均気温は産業革命前の平均気温を約1度上回る等々、非常に多くの課題が解決されていない。このような現状を受けて、近年の地球環境の悪化と人間の活動（科学の進歩）との間の因果関係をどのように明らかにするかについて、様々な分野で検討されている²⁵。この背景には、経済・環境・社会の各政策を別々に捉えて各自のフォーラムで解決策を見出そうとしてきたことが一因として考えられるが、現時点では、究極的に人類の存続が危機に晒されるほど地球環境は悪化している。したがって、「持続可能な」開発が必要となり、経済・環境・社会の各課題を包括的に扱い、総合的に解決していく必要に迫られている。ここに、ガバナンスの方法として、持続可能な開発に統合アプローチが必要となる理由がある。他方で、各分野の社会課題を「ルール」の観点から解決しようとして生成されたのが、国際経済法、国際環境法、国際人道法といった法領域である。課題を解決しようとした方向性は同じであっても、各領域でのアプローチ（保護法益、プレイヤー、観点など）が異なるために、それぞれ独自の発展を遂げ、国際法の断片化が問題になってきた。この国際法の断片化は、最終的に国際法の普遍性が揺らぐ（法的安定性の欠如）という問題を引き起こし、それを解決するために統合理論が生まれた背景がある。

このように、「統合」は多義的な要素を含んでいることが分かる。この点につきガバナンス研究の中で、地球課題を解決する方法論として、経済・環境・社会課題を統合する「ネクサス」という手法が議論されるようになった²⁶。また、このような課題を解決するためのプレイヤー（主体）の観点から、「オーケストレーション論」が展開されている²⁷。この点、国際法は、地球課題を解決することももちろんだが、国際法の普遍性を維持することを主眼として統合理論が展開されてきた（その目的が達成される結果として、様々な課題が解決されるということになる）。したがって、「ネクサス」も「オーケストレーション」も「国際法の統合理論」も究極的には地球課題の解決を目指したものであるが、そのアプローチの仕方が、ガバナンスの方法論、主体、ルールの各観点で異なっているものの、相互に補完関係にあると

有機的に考えて議論する必要があると考えられる。その理由は、まさに「人新世」及び「地球の限界」といった高次元で（地球規模で）共有できる概念に、人類が現実のものとして直面しているからであり、学際間アプローチによる総合的な検討の必要に迫られているからである²⁸。したがって、SDGsはまさに経済・環境・社会の断片化された課題に向き合うための貴重な機会を提供していると捉えることができるだろう²⁹。

「国際法の断片化」に関しては、国際条約等に基づく国際法秩序が専門領域に応じて断片化・細分化されることによって、部分的に秩序を持ち独自に自己完結的な性格を持った専門的な法制度が増加し、それによって国際法秩序全体の普遍性が揺らぎ、法的安定性の欠如に繋がるなどの様々な問題を生み出す現象として理解されてきた。各専門分野において、国際的な社会課題に挑戦して、最適解を求めようとしているにもかかわらず、結果として国際法秩序全体の統一性を損なうという結果を導き出しているのである。このような問題に対して、断片化した国際法秩序を解釈や実務上の運用を通して「統合」することで、断片化の問題を解消しようとする国際法の統合理論が学説として登場した。特に、持続可能な発展に関しては、環境という専門的な問題を追及する上で、非常に多くの環境条約が策定された経緯があり、その一方で、開発を行う経済的なニーズとの整合性を図るという観点から、環境と経済を統合するという考えによって生まれた経緯もある。この「持続可能な開発」については、様々なところで論じられているが、SDGsは、この統合に貢献しているのだろうか。つまり、SDGsは、国際法秩序全体の統一性を損なうという断片化の問題点の解消にどのような役割を果たしているだろうか。

(2) MDGs と国際法

SDGsを論ずる前に、前身でもあるMDGsに触れておく。この点について、Hey論文によると³⁰、MDGsそれ自体は断片化された国際制度の枠組み及び国際法の諸問題を論じるものではないが、直面する問題に対して、より統合化された政策及び法的アプローチを発展させるためのユニークな「機会」を提供していると考察している。具体例として、世界銀行が他の国連専門機関

等と共に参加した会合が有用であり、具体的に国際法が統合アプローチに貢献するために法が適用される「手続き」が重要であると説いている。すなわち、MDGs 自体は直接的に断片化を解決しないが、断片化を解消させるための各機関の相互対話のチャンスを提供する可能性があり、統合アプローチを可能にする手続きが発展すると分析している。また、我が国では、MDGs を「開発の国際法規範の深化」と評価する位田教授の論考がある³¹。すなわち、従来の開発の国際法³²では、先進国と途上国に関して、同じ活動への待遇の差を設けようとしていた。それに対して、MDGs は、途上国自身が第一義的發展義務を負いつつ、先進国を中心とする国際協力により推進するものであり、一方的な内容であり、従来の開発の国際法とは異なる規範枠組みである。このように、MDGs を通して途上国に対する国際共同体の特別な協力を行うことが、「国際共同体の責任」という新たな理念として登場したとして評価しているのである。

(3) SDGs と統合アプローチ

それでは、MDGs を受け継いだ SDGs はどのようにして統合に貢献しているだろうか。SDGs は、外見的には、経済・環境・社会に関する各ゴールを統合しているように見受けられるが、単に各ゴールを併記しているに過ぎず、むしろ、国際法の断片化を反映しているに過ぎないようにも見受けられる。すなわち、各ターゲット間は相互に関連していることから、各ターゲット間で抵触が生じることもあり、本来想定して方向とは異なった道に進む可能性がある一方で、SDGs には規範の階層（ハイラーキー）が存在していない。その上で、各ターゲット間の親和性を高めたり、トレードオフに関するメカニズムもない。実際にウィーン条約法条約の伝統的アプローチ（特別法優先の原則や後法優位の原則）は、「目標策定（Goal-Setting）」によるガバナンスを採用している SDGs では十分にカバーできないと考えられる。更に、SDGs の個々の目標が達成されたとしても、必ずしも持続可能な開発総体の望ましい結果が導き出されるとは限らない。また、SDGs は、多様な活動に共通する目的をもった国際レジームになっておらず、統合的なゴールが設定されていない。確かに前文には「地球：我々は、（略）地球を破壊から守ることを決意する」と記されており、各ニーズの前提条件として健全な地

球環境への認識が存在している。しかしながら、「どのようなニーズがどの程度満たされるべきであるか」という点に関して、具体的な内容や強度が欠けている。すなわち、「現在及び将来の世代の需要」や「破壊」の具体的な内容が不明確であることから、環境がどの程度、どのような方法で開発より優先して保護されるべきかが不明確である。このように、SDGsが国際法の統合に役立っているのかは懐疑的かもしれない。他方で、SDGsの根底にある原理・原則から規範的な指針を与える可能性がある。そこで、具体的にどのような統合があり得るか分析するためにも、SDGsの具体的な内容について考察する。

例えば、SDGs13には「国連気候変動枠組条約が気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な、国際的、政府間対話の場であると認識している」と規定されている。また、パリ協定の交渉の場においても、UNFCCC加盟国はSDGs13の記述について歓迎の意を示している³³。SDGs13では、UNFCCC中心主義が謳われており、UNFCCC事務局がSDGsの中で間接的に機能することになる。その場合、SDGs13の付加価値が何なのかという疑問が生じる。すなわち、気候変動に関連する断片化された世界は、結局のところUNFCCC中心で物事が進むことを確認しているだけであり、SDGsが積極的に国際法の統合に役立っているのか疑問が残る。このような独自のフォーラムの事務局とSDGsの各ゴールについて、「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム」との関係という別の視点があることに留意すべきである。

また、SDGs14（海上）とSDGs15（陸上）には多数の国際協定のマנדートが含まれている。SDGsを通して、SDGs独自の問題エリア内に各国際協定を集合させることが期待される。すなわち、SDGs14においては、UNCLOSに関連するクラスターを強化することになり、またSDGs15では生物多様性に関するリエゾングループ（生物多様性条約、ラムサール条約、移動性野生動物の保全に関する条約、国際植物防疫条約）の作業を強化することが期待されうる。このようなクラスターやリエゾングループは、各レジーム間の調整と統合を図る手段として評価されうるが、関連する国際協定

の間での連携にとどまることから、協定間の権利義務の抵触や法の欠缺が生じた際に実効的に対応できないなどの限界もある³⁴。

(4) 持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム

2013年の総会において、「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム（以下「HLPF」）」が設置された。HLPFは2030アジェンダとSDGsのフォローアップとレビューを行う主要なプラットフォームの役割を果たしている。具体的には、総会、経済社会理事会、その他関連機関などと協働して作業を行うものであり、あらゆるレベルにおいて、横断的に経済・環境・社会の全側面の統合を強化し、持続可能な開発の課題に取り組む。同フォーラムには、政治的指導者、国連、民間セクターなど「主要グループとその他のステークホルダー（Major Groups and Other Stakeholders (MGoS)）」が参加している。同フォーラムは、政府首脳レベルでは4年ごとに開催され、経済社会理事会の主催の下で毎年開催されており、様々なテーマについてレビューが行われている。このようなフォーラムは、各条約機関よりもハイレベル（異なるレベル）で目標策定（Goal-Setting）を行うガバナンスが可能になる。ここにSDGsが統合に対する一つの貢献を果たすべき役割が指摘されうる。ただし、SDGs自体が既存の条約に由来していることから、独自のガバナンスを進めようとする各条約機関からは、HLPFによるハイレベルなガバナンスに対して反対することも予想される。しかしながら、SDGsはこれまでの国際法が成し遂げることができなかった、抜本的な統合に対して一つの示唆及び深化を与える可能性がある。

なお、SDGsは、ガバナンスの観点から「オーケストレーション」論が展開されている。このオーケストレーションとは、ソフトなガバナンスを意味し、具体的には集成的なパフォーマンスを向上させるために、異なる要素のシステムを相互に調和してアレンジさせようと努力する際に用いられる³⁵。SDGsの文脈では、各国際条約に基づいた各国際機関（事務局等）が関連するが、この各国際機関は、当該条約の中ではオーケストレーターとしての役割を果たす（SDGsには複数のオーケストレーターがいることになる）。他方で、SDGsは、経済・環境・社会に関する国際的な課題を統合して設置さ

れた国際目標であり、各国際機関よりもハイレベル（異なるレベル）でガバナンスの役割を果たす組織があり、それが HLPF である。この HLPF が主な国連のオーケストレーターであり、SDGs の文脈では「オーケストレーターのオーケストレーター（An Orchestrator of Orchestrators）」としての役割を果たすことが期待されている³⁶。この HLPF は、断片化された国際法の中では、システムを統合するための役割が期待されており、ガバナンスにおける議論が、国際法の断片化という文脈にも補完的に関連性を有していると評価できる。

(5) SDGs 内の各分野の関連性

SDGs の中では、上述した事項以外でも、様々な目標・ターゲットが相互に関連している。例えば、SDGs2 は飢餓を終わらせることを目標にしているが、その達成に向けたビジネスの方法次第では気候変動に関する SDGs13 に影響を与えることにもなる。同様に、ターゲット 8.1 では、経済成長率について後発開発途上国は少なくとも年率 7% の成長率を保つ旨記されている。この経済成長率と CO₂ 削減との関係は不明確である。すなわち、SDGs13 の「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講ずる」具体的内容との関係について、経済成長と気候変動の内容が抵触する可能性がある。また、SDGs2 では、飢餓を終わらせるために、例えば農家が農業生産性の向上のために灌漑システムを利用することができるようにする必要がある。他方で、灌漑システムは河川、湖、地下水の消費が多いため淡水の過剰利用に繋がる場合、SDGs6 の水の持続可能な管理との関係に留意する必要があるだろう。その他にも、SDGs13（気候変動）と SDGs14（海洋と沿岸部の生物多様性）のように、優先度の等しい環境問題間の規範的な対立をいかに対処するかという問題も潜在的にある³⁷。更に、SDGs13・14・15 は 3 つのカテゴリー（大気・陸・海）に分かれているものの、地球のシステムはこのカテゴリーを横断する。したがって、例えば、ターゲット 14.1 は、「陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画（GPA）」³⁸に関連しており、SDGs15 とも関連する。同様に、海洋酸性化への対処に関するターゲット 14.3 は、SDGs13（気候変動枠組条約に関する炭素循環）とも密接に関連する。

近年、ガバナンスの観点から、「ネクサス」という概念が議論されている。2030 アジェンダにおいても「インターリンケージ (interlinkage)」という用語が用いられており、持続可能な発展の文脈において、異なる分野のガバナンスを統合するアプローチとして、近年議論が行われているところである³⁹。ネクサス・アプローチとは「分野や空間範囲を超えてマネジメントやガバナンスを統合するアプローチ」であり、これらの間の「トレードオフを減らし、相乗効果を生み出すアプローチ」である。SDGsの文脈では、各目標・ターゲットとの間で原因・結果の因果関係の構造を見出し、具体的な解決策を図っていく。したがって、国際法学の観点だけでは見出せなかった統合（分断化）の論点を洗い出す可能性を有している。

(6) 小括

SDGsは、統合アプローチを採用しているものの、国際法の断片化を直接的に解決するものではない。他方で、MDGsと比較しても、断片化を解消させるための各機関の相互対話のチャンスを提供する可能性は広がっており、HLPFがオーケストレーター役を果たすことで、更なる統合の可能性が与えられている。経済・環境・社会に関する目標を統合するアプローチに基づいて策定されたSDGsであり、多種多様な因果関係が内在していることから、例えばネクサス研究が深化することで、これまで以上に統合の論点を提示する契機にもなりうる。そこで次に問題になるのは、ガバナンス及びルールの両観点からも統合を根拠付ける高次元の理論が求められるという点である。SDGsは、まさにこの点に対して一つの指針を提示していると考えられる。それが「人新世 (Anthropocene)」及び「地球の限界 (Planetary Boundaries)」という概念である。以下では、SDGs及びこれらの概念と国際法との関係を検討する。

4. 人新世と地球の限界

(1) 問題の所在

「持続可能な開発」は、社会的・経済的発展と環境保護が不可分であるという考えに基づいて、これらの統合を追求している⁴⁰。開発と環境保護の関係は、本問題の核心でもある。すなわち、持続可能な開発は、そもそも経

済・環境の分断を前提とした「統合」から生まれた概念である。しかしながら、SDGsは、この核心に対する指針を与えていないように見受けられる（例えば、食料安全保障と環境保全のバランスについて何ら指針を与えていない）。

「持続可能な開発」の概念のルーツは古いが、1987年の「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」報告書『われら共通の未来（Our Common Future）』において、「将来世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在世代のニーズを満たすような開発」⁴¹と定義されて以来、持続可能な開発という概念は国際社会において受け入れられるようになってきた。その後、リオ宣言（1992年）⁴²において国際社会が達成すべき目標として有名になり、ILAニューデリー宣言（2002年）の冒頭⁴³で触れられるなど、非常に大きな広がりを見せており、具体的には300以上の条約に「持続可能な開発」への言及があり、そのうち112が多国間条約、約30が普遍的参加を意図された条約である。さらに重要なことに、200以上の言及が、条約の最も重要な部分にあるとまで言われている⁴⁴。

「持続可能な開発」の国際法上の地位については議論が多いところであるが、「持続可能な開発」の概念自体が、国際裁判の結果に影響を及ぼしていることも事実である。経済発展と環境保護の抵触に関して争われた国際司法裁判所（以下「ICJ」）の最初のケースとして、ガブチコボ・ナジュマロシュ計画事件が挙げられる。ここで「環境保護と経済発展を両立させる必要性」について言及されている⁴⁵。この点に関して、Weeramantry判事は個別意見の中で「持続可能な開発は単なる概念以上のものであり、規範的価値を有する原則である」、「持続可能な開発の原則は、不可避的な論理的必然性だけでなく、国際社会に広範かつ一般的に受け入れられる受容性があるという理由で、現代国際法の一部である」と言及するなど、「持続可能な開発」を国際法上の原則として評価している⁴⁶。その後、Iron Rhine事件（PCA判決）では、持続可能な開発を「環境保護と経済発展を両立させる義務」であり、一般国際法の原則と判断している。特に、リオ宣言第4原則に言及して、環境保護を開発に統合し「環境法と開発に関する法は、代替的ではなく、相互に

補完する統合的な概念」、すなわち「開発が環境に重大な損害を与える場合、そのような損害を防ぐ、又は少なくとも緩和する義務がある」と判断している⁴⁷。また、Pulp Mills 事件では、「経済発展と環境保護とのバランス」が持続可能な開発の本質であるとし、具体的に、ICJ が「持続可能な開発の目的と一致して、水の利用と河川の保護とのバランスをとる必要性」があるとしている⁴⁸。ICJ は同事件において持続可能な開発を一般原則と明示することはなかったが、Cançado Trindade 判事は個別意見の中で「持続可能な開発は国際環境法の一般原則となる」と強調している⁴⁹。

このように、「持続可能な開発」の国際法上の地位については議論があるものの、持続可能な開発の概念については、国際裁判の結果に影響を及ぼすほど、国際法の一般原則として理解されていることが分かる。すなわち、その法的地位にかかわらず、「事実上の何らかの影響力」を有しており、条約策定から独立した事実上の原則になりつつある。それでは、「開発のニーズ」と「環境保護」の統合をどのように考えていけばよいのだろうか。前述した Weeramantry 判事の個別意見によると、持続可能な開発は、「開発の権利」と「環境保護の権利」を国際法上同等の権利として認めている。その上で、開発の権利は絶対的ではなく、常に環境による許容度に関連している。すなわち、開発は環境を破壊してまで追求することができないものであり、開発は環境保護の「合理的な要求 (reasonable demands)」と調和してのみ追求することができるものである⁵⁰。この点につき、Weeramantry 判事が指摘する「環境保護の合理的な要求」の具体的な内容に対して、SDGs は何らかの示唆を与えることができるだろうか。

(2) 人新世と国際法と SDGs

SDGs が成立した歴史的な背景を考えると、「人新世 (Anthropocene)」及び「地球の限界 (Planetary Boundaries)」との関係を見無視することはできない。国連 (『世界人口推計 2019 版：要旨』) によると、2050 年に地球の人口は 97 億人に達すると推定されている。また、世界気象機関 (WMO) によると、2014 年～2019 年の世界の平均気温は産業革命以前と比較して 1.1℃ 上昇しているという統計がとれている。その他にも、地球上の絶滅危惧種の

増加、世界の富の不均衡な分配など、地球の持続可能性が危ぶまれている。SDGsは、まさにこのような危機の中で、経済・環境・社会の3つの側面について、国連加盟国193カ国で設置された目標である。

「人新世」とは、ノーベル化学賞受賞者のパウエル・クルツェン氏によって考案された新しい時代区分であり、人類が地球の生態系や気候に大きな影響を及ぼす時代のことを指す。具体的には、産業革命後の約200年間に人類がもたらした森林破壊や気候変動の影響を考慮して、既に地質学上の「完新世」は人類中心の「人新世」になっていると説明されている。このため、どのようにして、地球を「完新世」に戻すのかという問題意識より、スウェーデンの科学者達から「地球の限界」という概念が提唱された。この地球の限界の範囲内であれば、人類は発展を継続することができるが、その境界値を超えると取り返しのつかない事態になる可能性がある。この境界は9つの領域（気候変動、海洋の酸性化、成層圏のオゾン層破壊、窒素とリンの循環、世界的な淡水利用、土地利用の変化、生物多様性の損失、大気エアロゾルの付加、化学物質による汚染）によって成り立っており、その中で既に4つの領域（気候変動、土地利用の変化、窒素とリンの循環、生物多様性の損失）は境界を越えていると報告されている。

この時代の変遷に対して、国際法はどのような役割を果たしてきたのだろうか。1948年に発効した関税及び貿易に関する一般協定（GATT）、1995年に設立された世界貿易機関（WTO）をはじめ、二国間投資協定、自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）など混沌たる広がりを見せてきた自由貿易システムは、国際経済法によって支えられ、20世紀後半における人間活動の爆発的な増大、「グレート・アクセラレーション（Great Acceleration）」にも寄与してきた。その他にも、WTOにおいて環境物品協定交渉が行われ、世界銀行は新たな環境・社会フレームワークを策定、国際通貨基金（IMF）は気候変動（パリ協定の約束達成）に向けた現実的な取り組みを行うなど、貿易の側面から環境・社会への取り組みを行ってきた。しかしながら、確かに一連の過程の中で、環境や社会的な関心が自由貿易の中にも組み込まれつつあるが、その成果は一部であると言わざるを得ない。ま

た、人権に関しては、国際経済法や多国間環境条約における貿易ベースのメカニズムと比較しても、断片化された方法で持続可能な開発への貢献は非常に弱かったと言わざるを得ない。実際に、WTO、世界銀行及びIMFのような国際機関は、国際人権法や国際環境法を適用せずに、独自の内部ルールを用いてきた。このように、国際人権法や国際環境法は必ずしも国際経済法の中に統合されているとは言えない現状があった。

このように、「人新世」や「地球の限界」と言われる概念が登場した背景の一つに、国際法がそれを食い止める役割を十分に果たしてきたとは言いがたい事実がある。人新世という概念は、人類が地球のシステムの一部であるということを示している。仮に、国際法の断片化が人新世の到来を止めることができなかった原因の一つであるとしたら、断片化を克服する方法を再検討する必要がある。その際に、SDGsを単に批判的に検討するだけでなく、SDGsの国際法上の位置づけを再度認識した上で、ポスト2030に向けて、国際法システムを人新世という観点から再検討する必要がある⁵¹。確かに、既存の国際法体系（「国家」対「国家」の規律）からすると、人間を中心とした理論的な再構成が求められることになり、非常に大きな挑戦を意味することになるかもしれないが、地球の限界が科学的データに裏打ちされている現実であることを踏まえると、その現実に即した新たな視座が必要になってくるのではないだろうか^{52 53}。

こうして、持続可能な開発を達成する上で、重要なポイントとなる開発と環境保護の統合は、環境保護の合理的な要求と開発との調和に基づいて、そして更に「地球の限界」という新たな概念によって支えられる必要があると考える。2030アジェンダ及びSDGsは、人類のために安全動作領域の中でのみ達成することができるのであり、Weeramantry判事が指摘した「環境保護の合理的な要求」とは、人新世及び地球の限界によって支えられた人間中心主義という新たなニーズに基づくことが一つの解答として考えられ、それに伴って、環境保護と開発との統合を新たに理論的に再構築していく必要が求められる。

5. 結語

国際社会の課題（経済、環境、社会）が相互に複雑化している昨今、国際法はいわゆる国家間合意に基づく条約（ハードロー）及び法的確信と国家慣行に基づく国際慣習法だけでは対応できなくなっている。そこに柔軟性をもったソフトローが一定の役割を果たしているのは事実である。他方で、ソフトローの増大は、国際法の脆弱化を引き起こす危険も備わっている。また、経済、環境、社会的な課題を独自のフォーラムで解決を図ろうとした結果、国際法が断片化してきた経緯もある。これも、国際的な課題が複雑化してきた背景があり、それに対応しようとした国際的な各フォーラムの努力がもたらしたものである。国際法の断片化は、ひいては国際法の普遍性を弱め、法的安定性の欠如を引き起こす可能性もある。

しかしながら、国際法は何のために存在するのかという究極の目的を考えると、国際法を強化し普遍性を高めることは手段であって、主たる目的ではない。すなわち、国際法は国際秩序を維持し、紛争を解決し、究極的にはより良い地球を守っていくという非常にシンプルな目的があり、その目的を達成するために、国際法は脆弱化せずに普遍性を保ちつつ法的安定性を維持していく必要がある。したがって、その究極の目的をどこに置くかという命題を再考する上でも、SDGsは非常に重要な契機を与えている⁵⁴。そこでは、「人新世」及び「地球の限界」といった地球規模で検討していかなければならない合理的なニーズが現実に存在している⁵⁵。この合理的なニーズ（すなわち、地球の限界）に基づいて、人間中心とした世界観を打ち出していかなければならない時代になっている（むしろ、そのような時代に既になっていた）ことを認識する必要があるだろう⁵⁶。その意味で、SDGsと国際法の関係について再検討し、持続可能な開発に対して、国際関係論・国際政治学・国際法学などといった学際間アプローチや新しい視点での検討が今後益々必要な課題になるのではないだろうか⁵⁷。本稿では、そのきっかけを提示したに過ぎないが、ポスト2030に向けて、経済、環境、社会的課題の断片化を克服し、統合に向けた新たな理論の再構築に繋がることを期待したい^{58,59}。

注

1. 井口正彦「目標策定型ガバナンス」としての持続可能な開発目標：新たなグローバル・ガバナンスとしてのオープン・ワーキング・グループ」京都産業大学世界問題研究所紀要 第32号 150頁（2017年）。
2. 蟹江憲史「持続可能な開発のための2030アジェンダとは何か — SDGsの概要と背景」蟹江憲史編『持続可能な開発目標とは何か 2030年へ向けた変革のアジェンダ』1頁（ミネルヴァ書房、2017年）。
3. 奥脇直也「現代国際法と国際裁判の法機能 — 国際社会の法制度化と国際法の断片化 —」法学教室 第281号 32-33頁（2004年）。奥脇教授によると国際関係論における「法制度化（legalization）」と国際法学における「司法制度化（judicialization）」の関心の違いに言及した上で、両者は同じ制度的現象を対象として、国際秩序の維持・形成という同じ目的を実践的に目指しているということを理由に、両者の間の架橋が可能である旨指摘している。同様に、国際法学・国際政治学・国際関係論の両分野の密接な協力を必要と説いているものとして、中村耕一郎『国際「合意」論序説 — 法的拘束力を有しない国際「合意」について』61-67頁（東信堂、2002年）を参照。
4. Fragmentation of International Law: Difficulties arising from the diversification and expansion of international law, Report of the Study Group of the International Law Commission Finalized by Martti Koskenniemi. (A/CN.4/L.682) (2006).
5. 小森光夫「国際法秩序の断片化問題と統合への理論課題」世界法年報第28号 3-41頁（2009年）、藤田久一「国際法から「世界法」への架橋？—フラグメンテーションと統合の問題性—」世界法年報 第28号 129-151頁（2009年）、佐俣紀仁「国際法における「断片化」概念の多様性に関する一考察 — 「断片化」概念の現状とその問題点—」植木俊哉編『グローバル化時代の国際法』99-158頁（信山社、2012年）。
6. 田崎智宏・遠藤愛子「「ネクサス」とSDGs — 環境・開発・社会的側面の統合的実施へ向けて」蟹江憲史編『持続可能な開発目標とは何か 2030年へ向けた変革のアジェンダ』89-105頁（ミネルヴァ書房、2017年）。
7. 三浦聡「持続可能な開発のトランスナショナル・ガバナンス — 権威の多元化と新たなガバナンス・モード —」国際法外交雑誌 第116巻第2号 53-54頁（2017年）、西谷真規子「多中心的ガバナンスにおけるオーケストレーション」西谷真規子編『国際規範はどう実現されるか — 複合化するグローバル・ガバナンスの動態 —』201-251頁（ミネルヴァ書房、2017年）。

8. Oran R. Young, *Conceptualization: Goal Setting as a Strategy for Earth System Governance*, in: Norichika Kanie and Frank Biermann (eds.), *Governing through Goals: Sustainable Development Goals as Governance Innovation*. MIT Press (2017), pp.34-35.
9. 位田隆一「「ソフトロー」とは何か (1) (2) —国際法上の分析概念としての有用性批判—」法学論叢 第117巻第5号1-26頁、第6号1-21頁(1985年)、村瀬信也『国際立法—国際法の法源論』21-31頁(東信堂、2002年)、斎藤民徒「『ソフト・ロー』論の系譜」法律時報 第77巻第8号106-113頁(2005年)、小寺彰「現代国際法学と「ソフトロー」—特色と課題」中山信弘編集代表、小寺彰・道垣内正人編『国際社会とソフトロー』9-22頁(有斐閣、2008年)。
10. 井口正彦・宮澤郁穂・蟹江憲史「ミレニアム開発目標における経験と反省—何が出来て何が出来なかったのか?」蟹江憲史編『持続可能な開発目標とは何か 2030年へ向けた変革のアジェンダ』22-41頁(ミネルヴァ書房、2017年)
11. 例えば、「MDGsは国連総会決議として採択されたソフトロー」と位置付けているものとして、小川裕子「規範の法的地位と実効性—国際法学の論理を手がかりに—」東海大学紀要 政治経済学部 第47号9頁(2015年)。
12. Ryan Brenner, *Global Goal-Setting: How the Current Development Goal Model Undermines International Development Law*, Michigan State International Law Review Vol. 24.1 (2015), pp. 165-168.
13. Ellen Hey, “*The MDG’s, Archeology, Institutional Fragmentation and International Law: Human Rights, International Environmental and Sustainable (Development) Law*”, in: H. R. Fabri, R. Wolfrum and J. Gogolin (eds.), *Select Proceedings of the European Society of International Law*, Vol. 2 (2008), pp. 488-501. なお、Hey論文については、佐俣「前掲論文」(注5)126-158頁において詳細に分析・検討がなされている。
14. 村瀬「前掲論文」(注9)30頁。
15. 条約とソフトローの相互作用については、山本良「国際法実現過程におけるソフト・ローの機能」国際法外交雑誌 第112巻第4号1-25頁(2013年)。
16. 村瀬「前掲論文」(注9)29頁。
17. SDGs6と国際法との関連について分析したものとして、鳥谷部壤「「持続可能な開発目標(SDGs)の目標6と国際法—「安全な飲料水に対する人権」の形成が国際水路法に及ぼす影響—」撰南法学 第57号1-45頁(2020年)。
18. WMO / UNEP「オゾン層破壊の科学アセスメント:2018」総括要旨によると、オゾン破壊物質の減少により、全球(南緯60度~北緯60度)の成層圏オゾン量は増

加する見込みとなっている。

19. Rakhyun E. Kim, *The Nexus between International Law and the Sustainable Development Goals*, *Review of European Community & International Environmental Law*, 25(1) (2016), p.16.
20. Alma Pekmezovic, *The UN and Goal Setting: From the MDGs to the SDGs*, in: Julia Walker, Alma Pekmezovic, Gordon Walker (eds.), *Sustainable Development Goals: Harnessing Business to Achieve the SDGs through Finance, Technology and Law Reform*, (2019), p.29.
21. 「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）」（2018年7月署名、2019年2月発効）
22. 2020年1月30日に貿易及び持続可能な開発に関する専門家委員会第1回会合が開催された後に、同年2月4日に貿易及び持続可能な開発章に基づく第1回市民社会との共同対話が開催され、日EU双方の政府及び民間の関係者約50名が参加し、貿易と持続可能な開発、環境、労働といったテーマについて意見交換が行われている。Summary of the 1st Joint Dialogue with Civil Society under Chapter 16 (Trade and Sustainable Development) of the Agreement between the European Union and Japan for an Economic Partnership (Tokyo, 31 January 2020).
23. SDGsとパリ協定の法的性質について比較したものとして、Marcel M. T. A. Brus, *Soft Law in Public International Law: A Pragmatic or a Principled Choice? Comparing the Sustainable Development Goals and the Paris Agreement*. in: Westerman P., Hage J., Kirste S., Mackor A. (eds.), *Legal Validity and Soft Law*. Law and Philosophy Library, vol. 122. Springer, Cham (2018), pp. 243-266.
24. 西海真樹「文化多様性条約における持続可能な開発」北村泰三・西海真樹編『文化多様性と国際法—人権と開発を視点として』119頁（日本比較法研究所研究叢書、2017年）によると、(リオ宣言、アジェンダ21、MDGsをはじめ)SDGsなどはソフトローの形態をとりつつ、持続可能な開発とその構成要素を数値化、具体化してきた結果として、持続可能な開発は国際法の1原則として広く公認され、解釈機能や手段の義務としての機能を果たしている点を指摘する（また、持続可能な開発に文化的側面の考慮を入れる必要性を説いている）。
25. 慶応義塾大学SFC研究所×SDG・ラボ編『SDGs白書2019』（インプレスR&D、2019年）。
26. 田崎・遠藤「前掲論文」（注6）89-105頁。
27. 西谷真規子「多中心的ガバナンスにおけるオーケストレーション」西谷真規子編『国際規範はどう実現されるか—複合化するグローバル・ガバナンスの動態—』

- 201-251 頁 (ミネルヴァ書房、2017 年)
28. Frank Biermann, Norichika Kanie and Rakhyun E. Kim, *Global governance by goal-setting: the novel approach of the UN Sustainable Development Goals*, Current Opinion in Environmental Sustainability, vol.26 (2017), p.29.
 29. 国際法の統合理論以外にも、国際レジーム論や立憲論の観点から SDGs を分析・検討することも有益であると考えられる。レジーム論及び立憲論については、高島忠義「貿易レジームと環境レジームの交錯 —機能的な分立から緩やかな統合へ—」国際法外交雑誌 第 107 巻第 2 号 41-71 頁 (2008 年)、山本吉宣「国際社会の制度化—レジーム論と国際立憲論の交差から—」国際法外交雑誌 第 109 巻第 3 号 79-108 頁 (2010 年) が参照される。なお、SDGs は、いわゆる「埋め込み (embedded)」型のレジームに該当すると考えられる。この点につき、David J Griggs et al., *An Integrated Framework for Sustainable Development Goals*, Ecology and Society, vol.19, No.4 (2014), 49. を参照。また、SDGs が、国際立憲論での全体的、包括的な国際的な憲法の萌芽に値するののかについても別途検討を要する。
 30. Hey, *supra* note 13. 佐俣「前掲論文」(注 5)。
 31. 位田隆一「グローバル・ジャスティスにおける「開発の国際法」の意義 —「実質的平等」の展開と到達点—」世界法年報 第 34 号 182 頁 (2015 年)。
 32. 例えば、高島忠義『開発の国際法』423-444 頁 (慶応義塾大学出版会、1995 年)、小寺智史「開発の国際法の新展開」西南学院大学法学部創設 50 周年記念論文集編集委員会編『変革期における法学・政治学のフロンティア』227-244 頁 (日本評論社、2017 年)。
 33. UNFCCC, Decision 1/CP.21, Adoption of the Paris Agreement (UN Doc. FCCC/CP/2015/10/Add.1, 29 January 2016), at preamble.
 34. 西村智朗「多数国間環境協定と「他の国際文書」との相互連関 —名古屋議定書を素材として」国際法外交雑誌 第 113 巻第 4 号 14-15 頁 (2015 年)
 35. Steven Bernstein, *The United Nations and the Governance of Sustainable Development Goals*, in: Norichika Kanie and Frank Biermann (eds.), *Governing through Goals: Sustainable Development Goals as Governance Innovation*. MIT Press (2017), p.222.
 36. Arild Underdal and Rakhyun E. Kim, *The Sustainable Development Goals and Multilateral Agreements*, in: Norichika Kanie and Frank Biermann (eds.), *Governing through Goals: Sustainable Development Goals as Governance Innovation*. MIT Press (2017), pp.242-243.
 37. Rakhyun E. Kim and Harro van Asselt, *Global Governance: Problem shifting in the Anthropocene and the limits of international law*, in: Elisa Morgera and Kati Kulovesi

(eds.), *Research Handbook on International Law and Natural Resources*, (Edward Elgar, 2016), pp.484-488. なお、生物多様性条約第22条1項によると「この条約の規定は、現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該締約国の権利の行使及び義務の履行が生物の多様性に重大な損害又は脅威を与える場合は、この限りではない。」と規定されており、特に但書の部分については他の国際協定との抵触の可能性がある。また、UNCLOS 第195条、ロンドン議定書第3条3項は、いずれも損害もしくは危険を移転させ又は一の類型を他のタイプの汚染に変えない義務について規定されており、他の環境問題との抵触を回避しようとしている。

38. 「陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画 (GAP)」が条約化に向かうかという点は別の論点であるが、同行動計画がSDGs内に組み込まれることによって、今後、同計画がどのように発展・進化していくかは検討を要する。
Ann Powers, The protection of Marine Environment from Land-Based Pollution and Activities: Gauging the Tides of Global and Regional Governance, *The International Journal of Marine and Coastal Law*, vol.23 (2008), p.441. Rakhyun E. Kim, *supra* note.19, p.19.
39. 田崎・遠藤「前掲論文」(注6) 89-105頁。
40. 松井芳郎『国際環境法の基本原則』168-169頁(東信堂、2010年)。
41. *The Future We Want*, Resolution adopted by the General Assembly on 27 July 2012, UN Doc. A/RES/66/288. 同報告書で定義された「持続可能な開発」には、「貧困層に対する特別なニーズ」と「環境能力の限界」の2点が重要なコンセプトとして含まれている。
42. 「環境と開発に関するリオ宣言」(国連環境開発会議、地球サミット、1992年、リオ・デ・ジャネイロ) 第4原則「持続可能な開発を達成するため、環境保護は、開発過程の不可分の部分とならなければならない、それから分離して考えられないものである」(環境省訳)。
43. *ILA New Delhi Declaration of Principles of International Law Relating to Sustainable Development*, 2 April 2002 (UN Doc. A/CONF.199/8, 9 August 2002). 同宣言の冒頭において「sustainable development is now widely accepted as a global objective and that the concept has been amply recognized in various international and national legal instruments, including treaty law and jurisprudence at international and national level」と明記されている。
44. Virginie Barral, *Sustainable Development in International Law: Nature and Operation of an Evolutive Legal Norm*, *The European Journal of International Law*, Vol.23 no.2

- (2012), p.384.
45. ICJ 25 September 1997, *Gabčíikovo-Nagymaros Project* (Hungary v. Slovakia), ICJ Report, 1997, p.78.
 46. Separate Opinion of Vice President Weeramantry, ICJ Reports, 1997, p.85, 95. 同事件及び Weeramantry 判事の意見の分析に関しては、松井『前掲書』(注 40) 161-167 頁参照。
 47. Permanent Court of Arbitration 24 May 2005, *Arbitration Regarding the Iron Rhine Railway between the Kingdom of Belgium and the Kingdom of the Netherlands*, Award, at 65.
 48. ICJ 20 April 2010, *Pulp Mills on the River Uruguay (Argentina v. Uruguay)*, ICJ Report, 2010, p.75.
 49. Separate Opinion of Judge Cançado Trindade, ICJ Report, 2010, p.177.
 50. ICJ Reports, *supra* note 46, p.92.
 51. Ellen Hey, *International Law and the Anthropocene*, ESIL Reflections, vol.5 (2016), Issue 10.
 52. 村瀬信也「気候変動に関する科学的知見と国際立法」村瀬信也編『国際法論集』54 頁(信山社、2012 年)によると、気候変動に関して「科学的根拠が明確な部分についてはそれに従い、科学的に不確実性が残されている部分については価値判断によることとし、科学的判断と価値判断を真っ向から対立させるのではなく、両者を突き合わせ対話させるための継続的な手続を整備することこそ、今日の国際法に求められていることのように思われる」と指摘している。
 53. Karen N. Scott, *International Law in the Anthropocene: Responding to the Geoengineering Challenge*, Michigan Journal of International Law, vol. 34 (2013), pp.309-358. 同論文では、気候工学(Geoengineering)と国際法との関係に言及しており、人新世において国際環境法が「人類」と「環境」を統合することができるかという問題に対して、気候工学が国際環境法における規制上の課題を示す上で有用である点が示されている。
 54. 池田寛二「サステナビリティ概念を問い直す：人新世という時代認識の中で」サステナビリティ研究 第9巻 23 頁(2019 年)。
 55. Rakhyn E. Kim and Klaus Bosselmann, *International Environmental Law in the Anthropocene: Towards a Purposive System of Multilateral Environmental Agreements*, Transnational Environmental Law, vol.2 (2013), pp.285-309.
 56. 寺谷広司「断片化問題の応答としての個人基底的立憲主義—国際人権法と国際人道法の関係を中心に—」世界法年報 第28号 69-70 頁(2009 年)によると、規範

統合に関する問題は、世界をいかに解釈できるかという問題であり、魅力的な世界観を提示できるかどうか・するかどうかの問題になっており、同時に、その視点から実務的な問題をいかに位置づけていけるかが問題になっていると指摘した上で、解答は創作されるべきという重要な視点を提示している。また、海洋ガバナンスに関する人間中心主義の論考として、瀬田真『海洋ガバナンスの国際法—普遍的管轄権を手掛かりとして』206-216頁（三省堂、2016年）参照。なお、法哲学の観点から論じるものとして、郭舜「持続可能性と法における人間中心主義」中村民雄編『持続可能な世界への法』早稲田大学比較法研究所叢書 48号 37-53頁（成文堂、2020年）。

57. Davor Vidas, Ole Kristian Fauchald, Øystein Jensen, Morten Walløe Tvedt, *International law for the Anthropocene? Shifting perspectives in regulation of the oceans, environment and genetic resources*, *Anthropocene* vol.9 (2015), pp.1-13.
58. Rakhyun E. Kim and Klaus Bosselmann, *Operationalizing Sustainable Development: Ecological Integrity as a Grundnorm of International Law*, *Review of European Community & International Environmental Law*, vol. 24(2) (2015), pp.194-208. 同論文によると、SDGsの優先的ゴールとして「生態系の健全性 (ecological integrity)」を挙げており、同概念を国際法における究極的な前提として存在が想定される「根本規範 (*Grundnorm*)」として認識し、次世代国際環境法の中核として「地球システム法 (Earth System Law)」という概念を提唱している。同様に、Oran R. Young, Arlid Underdal, Norichika Kanie, and Rakhyun E. Kim, *Goal Setting in the Anthropocene: The Ultimate Challenge of Planetary Stewardship*, in: Norichika Kanie and Frank Biermann (eds.), *Governing through Goals: Sustainable Development Goals as Governance Innovation*. MIT Press (2017), pp.67-70. では、持続可能な開発目標を追求するための効果的なメカニズムとなる規範的な基礎として、「サステナビリティに関する根本規範 (*Sustainability Grundnorm*)」の必要性を説いている。
59. 小寺智史「国際法と国際経済法の関係—断片化と統合をめぐるポリティクス—」*国際法外交雑誌* 第115巻第3号 44-45頁（2016年）。